公共工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準（調査基準価格）について

令和4年4月1日以降に公告するものから適用します。
なお、算定方法については、当分の間、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル及び高知県を準用する。

1　最低制限価格及び低入札価格調査基準の算定方法について、設計金額のうち一般管理費等に乗じる割合を68%（改正前：55%）としました。

2　予定価格の基礎となる次に掲げる合計額。ただし、予定価格の7．5／10から9．2／10までの範囲内。算定式により得られた額に「万円未満」の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3　算定方法により得られた額が、
(1)予定価格の9．2／10を超える場合、予定価格の9．2／10の額（「万円未満」切り捨て）
(2)予定価格の7．5／10に満たない場合、予定価格の7．5／10の額（「万円未満」切上げ）

1．国庫補助及び起債事業について

①建築工事（下の②）以外	
	設計金額における直接工事費の97%
	〃　共通仮設費の90%
	〃　現場管理費の90%
	〃　一般管理費等の68%
②建築工事	
	設計金額における直接工事費の97%×90%
	〃　共通仮設費の90%
	〃　（直接工事費の10%＋現場管理費）×90%
	〃　一般管理費等の68%

2．単独事業について（修繕等）

①建築工事（下の②）以外	
	設計金額における直接工事費の97%
	〃　諸経費等の68%
②建築工事	
	設計金額における直接工事費の97%×90%
	〃　共通仮設費の90%
	〃　（直接工事費の10%＋現場管理費）×90%
	〃　一般管理費等の68%